

○厚生労働省告示第三百六十五号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年一月一日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二十九年十二月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

		改正後	
<p>(労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)</p> <p>第一条 労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含む製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。)とする。</p>			
コード	物	(含有量 重量パーセント)	
(削る)			

改正前

		改正前	
<p>(労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)</p> <p>第一条 労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含む製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。)とする。</p>			
コード	物	(含有量 重量パーセント)	
二百十五	アセトンシアノヒドリン	一パーセント未満	
二百十六	一―アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン	〇・一パーセント未満	
二百十七	エチリデンノルボルネン	〇・一パーセント未満	
二百十八	四―クロロ―オルト―フェニレンジアミン	〇・一パーセント未満	
二百十九	二―クロロニトロベンゼン	〇・一パーセント未満	
二百二十	二―(ジエチルアミノ)エタノール	一パーセント未満	
二百二十	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸	〇・一パーセント未満	
二百二十	二・六―ジターシャリ―ブチル―四―クレゾール	〇・一パーセント未満	
二百二十	ジチオリン酸〇・〇―ジメチル―S―一・二―ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	〇・一パーセント未満	
二百二十	炭化けい素(ウイスキー及び	〇・一パーセント未満	

二百四十	二・四・六―トリクロロフェ	○・一パーセント未満		(削る)
二百四十	テトラヒドロフラン	○・一パーセント未満		(削る)
二百三十 三〇二 三十九		(略)		(削る)
				(削る)

四	二百二十	織維状のものに限る。)	○・一パーセント未満
五	二百二十	チオリン酸〇・〇―ジエチル ―〇―(二―イソプロピル― 六―メチル―四―ピリミジニ ル) (別名ダイアジノン)	○・一パーセント未満
六	二百二十	テトラナトリウムⅡ三・三― 〔(三・三―ジメトキシ―四 ・四―ビフェニレン)ビス (アゾ)〕ビス〔五―アミノ ―四―ヒドロキシ―二・七― ナフタレンジスルホナート〕 (別名C Iダイレクトブルー 十五)	○・一パーセント未満
七	二百二十	二・四・六―トリクロロフェ ノール	○・一パーセント未満
八	二百二十	N―ニトロソフェニルヒドロ キシルアミンアンモニウム塩	○・一パーセント未満
九	二百二十	ヒドロキノ	○・一パーセント未満
	二百三十	N―(ホスホノメチル)―グ リシン (別名グリホサート)	○・一パーセント未満
一	二百三十	メタクリル酸二・三―エポキ シプロピル	○・一パーセント未満
二	二百三十	硫酸ジイソプロピル	○・一パーセント未満
	二百三十 三〇二 三十九	(略)	(略)
(新設)	(新設)		

一	ール	
二	二百四十フルフルアルコール	一パーセント未満

(有害物ばく露作業報告の対象及び期間)
 第二条 事業者は、次の表の上欄に掲げる期間に一の事業場において製造し、又は取り扱った同表の中欄に掲げる物の量(同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物(前条の表の中欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。)を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される次の表の中欄に掲げる物の量を含む。)が五百キログラム以上となったときは、同表の下欄に掲げる期間に、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

対象期間	対象物質	提出期間
(削る)	(略)	(略)
平成三十年一月一日から同年十二月三十一日まで	前条の表の中欄に掲げる物(二百四十の項から二百四十二の項までのものに限る。)	平成三十一年一月一日から同年三月三十一日まで

(新設)	
------	--

(有害物ばく露作業報告の対象及び期間)
 第二条 事業者は、次の表の上欄に掲げる期間に一の事業場において製造し、又は取り扱った同表の中欄に掲げる物の量(同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物(前条の表の中欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。)を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される次の表の中欄に掲げる物の量を含む。)が五百キログラム以上となったときは、同表の下欄に掲げる期間に、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

対象期間	対象物質	提出期間
平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日まで	前条の表の中欄に掲げる物(二百十五の項から二百三十二の項までのものに限る。)	平成二十九年一月一日から同年三月三十一日まで
平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日まで	前条の表の中欄に掲げる物(二百三十三の項から二百三十九の項までのものに限る。)	平成三十年一月一日から同年三月三十一日まで